

口会秋よりの野上しよるる者の態度および持論

軍國主義者の政治、経済、社会よりの一語については、
 ホフマン軍曹や家康親衛の海外方針中にも述べられてあり、
 また前掲の若島海軍少将の演説、昭和二十年十月の教育界よりの演説などにも述べられ、進言論がこれを通じて
 ていることがわかるのである。十般の野上しよるる者の公衆よりの持論を要束したのは、昨年一月四日の指令である。これは軍國主義的國家主義および軍國の指令となる主張者、強迫を國家主義團體などの有力分子、大政翼賛会、海軍政務会または大日本政治会の有力分子を、海軍少将以上の官等を有する文官の占める位置または特殊会衆の地位から選定または授けしよりとするのである。その種族は（一）海軍軍人（二）海軍陸軍軍人ならびに海軍省の特種警察および官吏（三）強迫を國家主義的

外務省

暴力主義的または強迫を國家主義的の有効分子（一）大政翼賛会、海軍政務会および大日本政治会の活動にかける有力分子（二）日本の形勢に關係せる金融機關ならびに海軍機關の役員（三）占領地の行政長官（四）その他の軍國主義者および強迫を國家主義者となつてゐる。

本件については、昨年二月二十七日閣令内務省令第一号を發すると共に、内閣に會務審査委員会を設けし、昨年の閣議の承認既成員候補者よりはじめ六月末までに現任閣員に任官の審査を終了した。しかるに昨年八月二十日附に閣令令部より適用範圍を地方團體および有力なる政治的経済的地位に擴張すべしなどの指令があつたので、地方地位に擴張される旨發表あり、また昨年七月一日には公選議員に審査委員会を設ける官制が公布されたが、本年一月閣員に

外務省

臨時評議院令が決定に公布され、今後はこれを執行するに當りて、各省
 警察奉行を兼ねることとなつた。かくてこの聯合に基く中央
 警察審査委員会に於いて、警察事務に基く警察審査は二月初
 旬より開始され、府縣警察局長、四月各道警務局長、該道
 警察、各級團體、一級官以上の中央官吏、報道機関役員な
 どが審査を爲すしつあるかくて政府は昨年九月二十日現
 在の處置停職七九四五、改当八九九七を延長した。

外務省

警察審査委員会の組織

警察審査委員会は、昨年一月四日の指令により、軍國
 主義的警察官主義的團體の解散を命じたもので、指令に基
 きあつたものは立憲警察を二七團體である。また一党
 の改良、結社の組織改良を奨励してゐる。
 これに対しては政府は先々関係指令を発し、また解散す
 べき團體として内務省は立憲警察を二七團體に解散を指示、
 特別に解散した團體も七、八〇に上つた。
 またこれについては昨年六月十三日附にて、警察官団
 外の経済的文化的團體にも適用あるべき旨指令があつたの
 で、警察はこれに基き整理しつある。
 警察官団外の警察官の分離

古くは東洋警察道（國家警察）に關しては、警察官団
 外に於ては、國家的警察たる警察の組織を整理し、且

外務省

天皇陛下は、日本の皇位とまつたこと、皇位継承の規定の
 存すること、皇位継承の規定が著しく多しと、国会が皇位
 の継承規定であること、皇位継承規定の制定で御座られ、そ
 の責任はすべて皇位継承規定の制定が著しく多
 へおかれておること、皇位継承規定が制定されたこと、などであ
 る。

外務省

天皇陛下の御事

天皇陛下は、日本の皇位とまつたこと、皇位継承の規定の
 存すること、皇位継承の規定が著しく多しと、国会が皇位
 の継承規定であること、皇位継承規定の制定で御座られ、そ
 の責任はすべて皇位継承規定の制定が著しく多
 へおかれておること、皇位継承規定が制定されたこと、などであ
 る。

また昨年一月一日に閣議が御座られ、「朕と爾等國民と
 の間の紐帯は、皇座と皇位と皇統とに依りて成るものと
 せず、天皇を以て皇統とす」と、皇座と皇位と皇統と
 著くものとす」といふ旨を閣議に述べられた。従つて皇座
 継承の規定も御座られ、昭和二十年十一月二十三日には内

外務省

これを機会とすると、現在における改革の要成は、内閣
 總理大臣建議會の報告に依り、各閣部大臣はその總理大
 臣が任命すること、行政機構は總理大臣及びその他閣部大
 臣より成る内閣に属すること、内閣の機關として内閣官
 房及び次長官房があり内閣官房長官兼事務長官を首長とせし
 めてゐること、各省大臣と同等のものとしての内閣總理大
 臣の官廳として總理府が設けられ、經濟安定本部などはそ
 の外局とせしめたことなどである。その他警察廳が廢られ
 官内省が設置されの外局たる官内府が設けられた。また陸海
 軍省、文部省、逓信省などは附屬されて總理府の平時化が行
 はれると共に、農林省、商工省、經濟安定本部、物價廳などの
 重要行政機關が設置され、また警備行政の強化に依り、近
 頃各省から「警備省」が分れることになつて居り、地方自
 治制度の促進に依り内務省の縮小も予定されてゐる。

外務省

昭和二十年九月二十八日地方自治法の改正と地方行政
 機構の改革を目的とする法律案が提出された。地方自治法の改正のため、
 第九十條を改正し、地方自治法の改正が施行され、
 東京部廳以下の改正を以て、地方自治法の改正が施行され、
 公共團體の長の直接選挙、地方議會における不信任決議
 制の採用、リコール制の採用などによる市民の自治参加
 制の拡大などが用意された。また警察廳の設置と執行に
 対して、第九十二條を改正し、警察廳の設置が決定し、
 本年四月十六日公布された。これによつて人口が十万人以上
 の都市を特別市として府縣の区域外に置くことと共に、郡
 府縣、市町村を普通地方團體として一括して規定したと
 と、地方議會に対する内閣大臣、警備府廳長などの職務
 権限などの変更が、直轄警察隊の設置などとなつたこと、警備
 府廳の臨時設置の決定などが含まれてゐる。

外務省